

令和5年8月21日

第2回農業委員会総会

議 事 録

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会

第2回会津坂下町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月21日(月)午後3時～午後3時45分
- 2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室
- 3 出席委員(10人)
会長 1番 鈴木 寿夫
委員 2番 鈴木 清介 3番 渡部 敦 4番 永山 廣隆 5番 渡辺 清栄 6番 木村 行男
 7番 渡部 淳 8番 五十嵐 朱美 9番 五十嵐 智子 10番 二瓶 義典
 若宮地区 山内 和之 金上地区 齋藤 嘉美 広瀬地区 橋本 善和 川西地区 齋藤 文範
 高寺地区 藤川 将仁
- 4 欠席委員(2人)
坂下地区 小林 雅博 八幡地区 桑原 博之
- 5 遅刻委員(0人)
- 6 議事日程
第1 議事録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 報告第2号 利用権設定内容の変更について
第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

- 議案第3号 会津坂下町農用地利用集積計画について
議案第4号 現況確認証明について
議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 長谷川 裕一、 農地管理係長 荒井 貴史、 係員 高久 佳菜

8 会議の概要

(議長)

本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。只今の出席委員は、10名であります。定数に達しております。

また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、坂下地区 小林 雅博推進委員、八幡地区 桑原 博之推進委員が欠席のため5名です

それでは、第2回農業委員会総会を開会いたします。

(議長)

それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。

日程第1 議事録署名委員の指名について

(議長)

議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員として、5番 渡辺委員、6番 木村委員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

(議長)

「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。

第2回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

(議長)

次の日程に入る前に確認をしておくことがあります。

議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は1件ごとに行います。

日程第3 報告第2号 「利用権設定内容の変更について」

(議長)

日程第3 報告第2号「利用権設定内容の変更について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

それでは、本案件について事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

まず、賃借料の変更 1号案件から4号案件は全てJAでの契約で賃借料の変更です。変更内容の10a当りの賃借料及び賃借料総額につきましては、記載のとおりです。

次に、借借人の変更 1号案件から3号案件についても全てJAでの契約であり、借手手が法人化したことに伴い、個人から法人への借借人変更となります。

(議長)

事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

(議長)

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

1号案件から2号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

1号案件は、営農型太陽光発電の区分地上権の設定であり、契約期間満了に伴う更新の手続きです。区分地上権とは、他人の所有する土地の上空や地下を使用できる権利のことです。

2号案件は、譲渡人は農地整理のため、譲受人は規模拡大のための売買です。

(議長)

1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(広瀬地区 橋本推進委員)

1号案件について調査の結果を報告します。被設定人は、設定人が経営する法人であり、8月16日に電話にて、申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。1号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、1号案件は許可相当と認め、許可することに決しました。

(議長)

2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(金上地区 齋藤推進委員)

2号案件について調査の結果を報告します。譲渡人は事務局に確認を依頼し、譲受人に8月18日に電話にて、申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。2号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、2号案件は許可相当と認め、許可することに決しました。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

(議長)

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

本案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、土地代金、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。

本案件は、申請地にドクダミを植栽する営農計画を立て平成29年11月28日に営農型発電の転用を許可されたものであり、3年間の許可期間が満了することに伴う更新の手続きです。

営農型発電とは、太陽光パネルの下で営農することをいい、当該申請地ではドクダミを栽培しています。また営農する作物は基準収量の8割を超える収量を確保することが要件となっております。ドクダミは県内で生産している例がないため比較すべき数値はありませんが、坂下普及所の専門員に毎年現地を確認してもらい、営農指導を受けながら品質管理や収量確保に向けた取組をしています。また毎年2月に営農型発電設備の下部農地における農作物の生産に係る状況報告書を会津農林事務所に報告しています。

(議長)

本案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(広瀬地区 橋本推進委員)

本案件について調査の結果を報告します。8月15日に事務局と共に現地に赴き、周辺農地に影響がないことを確認しました。被設定人は、設定人が経営する法人であり、同日15日に電話にて、申請地、面積、転用の目的等を聞き取りし、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。本案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、本案件は許可適当と認め、県に進達することに決しました。

議案第3号「会津坂下町農用地利用集積計画について」

(議長)

議案第3号「会津坂下町農用地利用集積計画について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

所有権移転、1号案件から6号案件について事務局に説明を求めます。

(事務局)

所有権移転1号案件から6号案件の全てが、農地中間管理機構特例事業での売買であり、7月24日、及び8月8日に農用地利用調整会議を開催しました。

1号案件は、広瀬地区の田11,366㎡を10a当たり675,000円で、同じく広瀬地区の畑2,118㎡を、10a当たり94,399円で農業振興公社から金上地区の認定農業者である法人が買い入れます。

2号案件は、広瀬地区の田11,070㎡を10a当たり720,000円で農業振興公社から広瀬地区の認定農業者が買い入れます。

3号案件は、若宮地区の田2,008㎡を10a当たり700,000円で農業振興公社から若宮地区の農業者が買い入れます。

4号案件は、若宮地区の田2,168㎡を10a当たり700,000円で農業振興公社が買い入れます。今後は農業振興公社から認定農業者に売り渡す予定です。

5号案件は、片門地区の田2,902㎡を10a当たり550,000円で農業振興公社から高寺地区の認定農業者である法人が買い入れます。

6号案件は、広瀬地区の田7,791㎡を10a当たり700,000円で農業振興公社から八幡地区の認定農業者が買い入れます。

(議長)

1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(10番 二瓶委員)

1号案件について調整の結果を報告します。7月24日に開催されました、農地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。

(議長)

質疑に入ります。1号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、1号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。

(議長)

次に2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(10 番 二瓶委員)

2号案件について調整の結果を報告します。7月24日に開催されました、農地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。

(議長)

質疑に入ります。2号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、2号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。

(議長)

次に3号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(3 番 渡部委員)

3号案件について調整の結果を報告します。7月24日に開催されました、農地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。

(議長)

質疑に入ります。3号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、3号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。

(議長)

次に4号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(3番 渡部委員)

4号案件について調整の結果を報告します。7月24日に開催されました、農地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。

(議長)

質疑に入ります。4号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。4号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、4号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。

(議長)

次に5号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(5番 渡辺委員)

5号案件について調整の結果を報告します。8月8日に開催されました、農地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。

(議長)

ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため高寺地区 藤川推進委員の退場を命じます。

(藤川推進委員退場)

(議長)

質疑に入ります。5号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。5号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、5号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。高寺地区 藤川推進委員の入場を認めます。

(藤川推進委員入場)

(議長)

次に6号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(10番 二瓶委員)

6号案件について調整の結果を報告します。8月8日に開催されました、農地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。

(議長)

質疑に入ります。6号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。6号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、6号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。

(議長)

次に利用権設定1号案件から6号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局)

1号は公社が、高寺地区の田2,950㎡を借入れ、2号で高寺地区の認定農業者へ集積します。

3号は公社が、坂本地区の畑6,664㎡を借入れ、4号の坂本地区の認定農業者である法人へ集積します。

5号は公社が、若宮地区の田7,825㎡を借入れ、6号の若宮地区の認定農業者である法人へ集積します。

(議長)

1号案件、2号案件について担当委員の調査報告を求めます。

(高寺地区 藤川推進委員)

1号案件、2号案件について調査の結果を報告します。貸手借手双方に対して8月9日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。1号案件、2号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件、2号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって1号案件、2号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

次に3号案件、4号案件について担当委員の調査報告を求めます。

(9番 五十嵐委員)

3号案件、4号案件について調査の結果を報告します。貸手借手双方に対して8月20日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。3号案件、4号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3号案件、4号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって3号案件、4号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

次の案件は、議事参与の制限を受けますので、ここで議長を鈴木会長職務代理者に交代します。

(鈴木会長職務代理者)

それでは、暫時議長を交代いたします。5号案件、6号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(若宮地区 山内推進委員)

5号案件、6号案件について調査の結果を報告します。貸手に対して8月16日に電話にて、借手に対して8月18日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(鈴木会長職務代理者)

ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため1番 鈴木委員の退場を命じます。

(1番 鈴木委員退場)

(鈴木会長職務代理者)

質疑採決に入ります。5号案件、6号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(鈴木会長職務代理者)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。5号案件、6号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(鈴木会長職務代理者)

挙手全員であります。よって、5号案件、6号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。1番 鈴木委員の入場を認めます。

(1番 鈴木委員入場)

(鈴木会長職務代理者)

議長を交代いたします。

議案第4号「現況確認証明について」

(議長)

議案第4号「現況確認証明について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

本案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局)

申請人、土地の所在、地目、面積については議案書のとおりです。当農地は耕作条件が不利であることから20年以上耕作がされておらず、現在は原野化が進み、農地に復元することが困難であることから、非農地であると証明を求められた件です。

(議長)

本案件について、事務局より調査報告を求めます。

(事務局報告)

8月2日に事務局で現地確認を行い、現況は原野化しており、農地に復元し営農することは困難な状況であることを確認してきました。以上、報告いたします。

(議長)

質疑に入ります。本案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

(10番 二瓶委員)

現況の写真を付けて欲しいです。

(事務局)

今後の参考にさせていただきます。

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、本案件は非農地であると認め、証明することに決しました。

(議長)

ここで議案第5号に入る前に、議案第5号の説明員として農業振興係の荒井係長を同席させたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

(議長)

ご異議ないものと認めます。よって議案第5号の説明員として、農業振興係荒井係長の入場を認めます。

議案第5号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」

(議長)

議案第5号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

本案件について説明員に説明を求めます。

(荒井係長)

今回、議案として提出させていただきました「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)」でございますが、変更内容についての説明の前に全体像につきまして、説明をさせていただきます。

この構想につきましては、農業経営基盤強化促進法の第5条により、都道府県知事は、基本方針を定めるものとし、同法第6条により、市町村は、この構想を定めることができると規定されております。

この構想の中では、町の農業の振興策や農業者の利益を守る、あるいは農地を適切に管理するための様々な考え方が盛り込まれております。市町村がこの構想を定める場合には、農業委員会や農業協同組合、土地改良区等の農業に関する団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずることと規定されております。

農業委員会及び農業に関する団体の賛成意見をもちまして、福島県知事の承認を受けた後に、有効性のある基本構想となるものであります。

一度決めました構想を変更する場合にも同様の手続きとなります。

町の基本構想であります。平成7年に策定がなされ、その後6度の変更を行い、最終は令和3年度にご意見をいただいたところでございます。

今回は、この構想の変更内容を農業委員会総会でご説明させていただき、意見を求めるところでございます。

それでは、提出させていただいております、資料により、変更点を説明させていただきます。変更点につきましては、新旧対照表にすべてアンダーラインで示されております。

今回の基本構想の変更に関しましては、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、国の基本要綱及び県の基本方針が変更され、それを基に会津坂下町の農業振興にそった形で変更を行っております。

今回の主な変更内容は、

- 農業を担う者の確保及び育成等に関する事項の追加
 - 「農業経営・就農支援センター」の設置に関する事項の追加
 - 地域計画が法定化されたこと（地域計画推進事業の新設）に関する事項の追加
- でございます。

P29をご覧ください。

第3 第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項を追加しました。

主な内容といたしましては、

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- 2 市町村が主体的に行う取組
- 3 関係機関との連携・役割分担の考え方
- 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供について、記載されております。

P31 をご覧ください。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項を追加しました。

ここでは、地域計画策定に関する進め方や考え方について、記載されております。

P39 をご覧ください。

同じく第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

4 会津よつばが行う農作業委託の斡旋の促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、会津よつばによる農作業の受委託のあっせん、会津よつば自らが委託を受けて農作業を行う取組等について、「担い手が受けきれない農用地」についての方策等が追加で記載されております。

大きな変更点は以上でございます。その外、軽微な変更や文言の修正は記載のとおりとなっております。
基本構想変更内容につきましての説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

本案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

(10番 二瓶委員)

農業委員はどういった関わりをしていくのか教えてください。

(荒井係長)

基本構想の変更は、農業委員会等の農業関係団体の意見を聴取し、賛成意見をもってこの構想の変更に向けた県との正式協議を行うこととなっているため、農業委員の皆様には変更内容について質疑応答後に納得いただいたうえで賛同をいただきたいと考えております。また、令和7年度に、大幅な変更を予定しておりますので、その際に今回と同じような手続きとなります。

(事務局長)

事務的な取り扱いについては今の説明のとおりとなり、この構想の変更による現場での農業委員の役割については、地域計画をつくる中での関わりが追記されたものであり、新たな役割等が発生するわけではありません。

(6番 木村委員)

P32のイにある農用地利用改善団体について教えてください。

(荒井係長)

集落等において、農用地の所有者、利用者等で構成する団体で、農作業の効率化や農地の担い手への利用集積等の農用地利用改善事業を実施する団体であり、本町においても平成18年頃から取組んでいる集落が6集落程度あります。

(議長)

他にご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって本案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。

これをもちまして、第2回農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和5年8月21日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会長

署名委員

署名委員